

## 自動車保険、よくある誤解

### 1. 車両保険は「相手の車」を直す保険？

いいえ。車両保険は“自分の車”のための保険です。相手の車の修理費は「対物賠償保険」で補償します（こちらの過失分のみ）。

### 2. 「当て逃げ」された、車両保険で直せる？

補償されるかは車両保険の種類によります。

- 一般（フルカバー）型：当て逃げ・自損事故も補償
- エコノミー（車対車）型：当て逃げは補償対象外



### 3. 地震、津波で車が壊れたら？

通常の車両保険では補償されません。補償を受けるには「地震・噴火・津波特約」が必要です。

### 4. 保険会社が示談交渉してくれないことがある？



過失が“ゼロ”の事故では、保険会社は交渉できません。支払義務のない事故で保険会社が交渉すると「弁護士法違反」になるためです。ただし、弁護士費用特約があれば、弁護士が交渉を代行できます

### 5. 車で家族にケガをさせた、どうなる？

対人賠償保険では補償されません。対人賠償は「他人」にケガをさせた場合の補償で、家族は“他人”に該当しません。家族のケガは次の保険で補償されます。

- 人身傷害保険：治療費などを実費で補償
- 搭乗者傷害保険：入院・通院に応じた定額補償

※別居の未婚の子は「他人」扱いとなり、対人賠償が使えるケースがあります。



### 6. 保険を使うと必ず等級が下がる？

すべての事故で下がるわけではありません。等級が下がらない「ノーカウント事故」

- ロードサービスのみ利用
- 人身傷害保険のみ使用
- 弁護士費用特約・個人賠償特約のみ使用 など

事故で車両保険などを使うと、通常は3等級ダウンし、3年間保険料が上がります。修理費と、3年間で増える保険料の合計を比較して判断するのがおすすめです。

## 7. 友人の車を借りるときは「一日保険」？

多くの場合、不要です。自分の保険に「他車運転特約」が付いていれば、借りた車でも補償されます。ただし、次の場合は使えません。

- 同居の家族の車
- 業務用の車(社用車)

## 8. 赤い車は事故率が高いから保険料が高い？

これは俗説で、車の色で保険料は変わることはありません。



## 9. 自転車での事故で自動車保険が使える？

個人賠償責任特約があれば補償されます。自転車事故、飼い犬が他人にケガをさせた場合など、日常生活での賠償事故を幅広くカバーします。自動車保険・火災保険・傷害保険などに付けられます。

## 10. ケガさせたら必ず人身事故になる？

診断書を警察に提出した場合のみ、人身事故扱いになります。提出しない場合は「物損事故」扱いですが、実際にケガをしていれば、自賠責や対人賠償保険は利用できます(「人身事故証明書入手不能理由書」を提出することで補償が受けられます)。

## 11. 重複契約に注意

以下の特約は、家族の誰か1人が加入していれば家族全員が対象です。複数加入するとムダになります。

- 日常生活賠償特約
- ファミリーバイク特約
- 弁護士費用特約